

2004年12月5日

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会

「施策総合企画小委員会」委員長

森 嶋 昭 夫 様

天野 明 弘

## 「温暖化対策税制に関する考え方及び留意点（素案）」への意見

## 1. 税収の配分方法に関する議論について

税収の使途に関する議論のほかに、目的とされる使途に税収をいかに配分するかの議論も必要である。たとえば、省エネ機器の購入促進の場合、特定の機器を選んでその購入1台に対して何割かの助成をするのと、別の機器を選んで同様の助成をするのと、どのような基準で取舍選択するか、また省エネ機器の購入促進での税収支出効率（税源単位当たりの温室効果削減効果）とビルの省エネ改修促進のそれとの関係をどう考えるかなど、すべての目的について詳細な検討をするのかという問題がある。12 ページに掲げられたすべての目的にわたって、税収の支出効率を考えた配分の議論がなければ、環境目的に対して効率的に税収を用いるという観点が欠落していることになる。温暖化対策に対して税収を使うという以上、税収をいかに無駄なく有効に使うかという使途への配分原則を合わせて論じることが不可欠である。財源を支出したい意向は際限なくあるので、十分にこの点を強調しないと、環境効果の低い目的や、環境効果以外の目的に税収が回されてしまうおそれは大きい。

国内で行われる排出削減の成果を政府が「1トン当たりいくら」の値段で買い上げる方法は、上記の方法に比べて、より効率的な排出削減につながる。この方法に関する議論が十分に盛り込まれていないのではないか。わが国では、海外における排出削減プロジェクトのクレジットを政府が買い上げる計画への要望が高いが、これは国内排出削減への努力を促進せずむしろそれを妨げる効果がある。いま求められているのは、国内での排出削減である。省エネであれ、モーダル・シフトであれ、効率的な排出削減から取組みが進むのに、なぜそのような方法論に関する議論が欠落しているのか、理解に苦しむ。

## 2. 別紙「補助金、租税特別措置等」の「長期的効果」に関する議論の誤りについて

3つ目の○印は、同率の課税が行われた場合と比較して補助金を用いられた場合のものであって、考察の補助金と同じ率の課税に代えて補助金を実施した場合に、ここで指摘さ

れているような長期的効果が生じるというものである。補助金に代わるような課税がまったく考えられていない場合には、補助金を導入しても、補助金がなければ退出する企業に対して補助をしているのではなく、補助金がなくても退出しない企業に補助金を与えて効率的な削減を行わせるので、長期的には補助金を導入しない場合より排出削減が促進され、しかもこれは他の方法で削減を行わせるより効率的である。したがって、ここでこの議論を持ち出して補助金がどんな場合でも長期的に効率的でないかのような議論をするのは誤りである。補助金よりも、同じ率の課税を行うべしという議論をサポートするためなら、2の議論を用いてもよいが、この議論を盾にして補助金に反対し、ほかに何の措置も講じないのであれば、環境劣化の進行を促進する議論になる。この○印は削除すべきである。敢えて残すとすれば、同率の課税と補助金の比較に関する議論であり、環境低負荷型産業構造への移行が遅れるかどうかは比較の対象となっている税率の高さに依存することを明記すべきである。

以上